

監査結果に係る措置通知書

都市整備局

(20年度)

監査結果
(指摘事項)

改善措置

6 使用料

(1) 使用料減免理由の合理性

⑨国分町庁舎 ((財)仙台市建設公社)

市の事業と密接な関連性があるなら、当該事業に係る収入が手当されるはずであり、使用料相当を補てんする収入がないとする理由だけでは減免の根拠として乏しい。

使用料減免について具体的取扱いを定めた「処理基準」における適用上の根拠が不明確であり、100%減免の理由に合理性は認められない。

公有財産事務取扱要領(昭和58年3月11日市長決裁)別表第4「行政財産目的外使用許可等処理基準」が改正され、平成21年度から同処理基準第3-3-(4)-イの規定に基づいた減免を行い、減免根拠を明確にした。